

## 一般競争入札公告

社会福祉法人 端午会の発注する「特別養護老人ホーム 端午会 備品購入」の一般競争入札を下記のとおり行いますので公告します。

令和4年11月7日  
社会福祉法人 端午会  
理事長 山田 正男

### 記

#### 1. 入札内容

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ところの苑 備品購入
- (2) 納品場所 〒359-1131 埼玉県所沢市久米 1538-2 特別養護老人ホームところの苑
- (3) 件名 見守りシステム「aams 介護セット」一式
- (4) 納入時期 令和4年12月末まで

#### 2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無
- (5) 業務内容

aams 介護セット、介護用感圧センサー、無線カメラ、専用マスターサーバー の納品

#### 【指定機器】

| 行 | 品名                       | 数量 | 単位 |
|---|--------------------------|----|----|
| 1 | aams 介護本体                | 65 | 台  |
| 2 | aams 介護用感圧センサー           | 30 | 台  |
| 3 | aams ネットワークカメラ（無線）       | 8  | 台  |
| 4 | aams ネットワークカメラ用SDカード     | 8  | 台  |
| 5 | aams 専用管理マスターサーバー L51-75 | 1  | 台  |

#### 3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に対象となる業種で掲載されている者である

こと。

(3) 物品調達等一般競争入札参加資格基準に基づき設定した所在地要件及び企業規模要件並びにその他の参加資格要件を満たす者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

#### 4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出と応募方法

本事業の応募に係る手続き等は、次に定めるところによる。

##### (1) スケジュール

| 内容       | 日程  |
|----------|---|
| 広告日      | 令和4年11月7日（月）  |
| 公告期間     | 令和4年11月7日（月）～<br>令和4年11月14日（月） 正午<br>但し、土・日曜日、祝祭日を除く。 |
| 参加表明受付期間 | 令和4年11月7日（月）～<br>令和4年11月14日（月） 午後4時まで                 |
| 備品仕様書等配布 | 令和4年11月15日（火） に郵送                                     |
| 入札通知書の送付 |   |
| 書類提出日時   | 令和4年11月25日（金） 午後4時まで                                  |
| 質疑回答期限   |   |
| 入札予定日時   | 令和4年12月5日（月）（即日開札）                                    |
| 契約締結     | 令和4年12月15日（木）   |
| 納期       | 令和4年12月末日まで   |

##### (2) 応募方法

参加を希望する者は、別添の「入札参加表明書」に必要事項を記入の上、「4（4）問合せ先及び申し込み先」に電子メールで応募すること。

##### (3) 質問の受付及び回答

①質問の方法 質問は電子メールにて「4（4）問合せ先及び申し込み先」に問い合わせ、その旨を電話すること。

②質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和4年11月25日(金)に、参加を表明した全ての者に電子メールにより回答する。

(4) 問合せ先及び申し込み先

名 称：社会福祉法人 端午会 特別養護老人ホーム ところの苑

担 当：高橋 幸弘

住 所：〒359-1131 埼玉県所沢市久米 1538-2

電 話：04-2929-6955

F A X：04-2929-6956

E-mail：tokoro@tangokai.jp

(5) 提出書類

ア 一般競争入札参加申請書（様式有）

イ 医療、福祉関連事業における備品の納入実績表（書式は任意）

ウ 会社案内

エ 担当者名刺

※書式は上記問合せ先にて配布致します。

(6) 提出方法

持参または郵送 ※締切日午後4時必着

(7) 入札参加決定通知

11月15日(火) FAXにて 原本は郵送

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び備品仕様書の配布

(1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。

(2) 入札参加資格が有りと確認された業者には「備品仕様書・入札書書式等」を郵送により配布する。(現場説明会は行わないものとする。)

提出場所 特別養護老人ホーム ところの苑 (担当：高橋 幸弘)

提出方法 文書による (提出書式：A4 様式なし)

Eメール可：tokoro@tangokai.jp

6. 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。

(再度入札を含め入札は二回まで)

(3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

- ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
- ② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。  
条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。  
条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。  
条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。  
条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。

(4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 7. 入札注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札者にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。但し、仕様書に含まれる非課税対象品に関しては、上記計算に該当しないので、注意すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたって入札日当日に入札金額内訳書及び、契約書(案)を持参すること。  
また、初度入札における落札者は入札金額内訳書及び、契約書(案)を提出すること。  
ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書及び、契約書(案)を、後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
  - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

- ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
  - ア 入札書に押印のないもの
  - イ 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの
  - ウ 押印された印影が明らかでないもの
  - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
  - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
  - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
  - キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

#### 8. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。

#### 9. 支払条件

令和4年12月末まで

#### 10. その他

- (1) 搬入路等については、関係方面と打合せの上、交通安全対策に万全を期することと共に破損等が生じた場合は、速やかに現況を法人へ報告し、復旧すること。
- (2) 現場においては、労働基準法・労働安全規則その他関係法令に従い、作業員等の出入監督・風紀・衛生の取締りならびに火災・盗難等の事故防止については遺漏のないようにすること。